平成２３年（フ）第１５２号
鳥取県鳥取市浜坂８丁目８番２号、住民票上の住所鳥取県鳥取市青葉町２丁目203番地
債務者　安田三喜男
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺井　浩二
4　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４３号
宮崎市中央通５－１　田口ビル401、住民票上の住所宮崎市吉村町曽師中甲3016番地　川田アパート301号
債務者　安達美由紀
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３５７号
広島市西区三滝本町１丁目５番13号
債務者　松本　祐紀
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４号
大分市大字小池原672番地の２、申立時の住所大分市大字下郡1535番地の１
債務者　田中　惠子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４９号
宮崎市船塚３丁目50番地
債務者　工藤　英雄
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　孝浩
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５０９号
京都市北区上賀茂竹ケ鼻町27番地の６
債務者　柴辻　一彰
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋重　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１０号
京都市北区上賀茂竹ケ鼻町27番地の６
債務者　柴辻フミ子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋重　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
京都市北区上賀茂竹ケ鼻町27番地の６
債務者　柴辻　捷彦
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋重　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
愛知県岩倉市下本町天神塚38番地１　野村ステイツ岩倉五条川514号
債務者　清水　　博
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３７号
愛知県一宮市時之島字二本松22番地１
債務者　佐々木　樹
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２１号
兵庫県淡路市岩屋3000番地８　鵜崎団地４－416
債務者　夛田　治子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
山形県最上郡鮭川村大字佐渡853番地
債務者　佐藤　千枝
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　一馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第２６４１号
大阪市城東区成育３丁目12番４号　綿本ハイツ301
債務者　老原小夜子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７３４号
大阪府高槻市栄町４丁目27番７号
債務者　山本喜代美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　克宏
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５０号
岐阜県安八郡神戸町大字安次136番地
債務者　石原　明美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係